

新たな市指定重要文化財の指定について
次の物件を藤沢市指定重要文化財に指定する
2019年（平成31年）1月16日提出

藤沢市教育委員会
教育長 平 岩 多恵子

指定物件 1

区分	記念物
文化財の種類	史 跡
名称	大庭の舟地藏伝承地
数量	1 件
所在地	藤沢市大庭城下 5 2 0 2 番 7
所有者の住所・氏名	表郷町内会 (会長 森 恵 藤沢市大庭 5 2 2 0 番 2 2)
指定物件の概要	大庭城落城にまつわる舟地藏伝承の舞台

指定物件 2

区分	有形文化財
文化財の種類	美術工芸品(絵画)
名称	紙本著色 江嶋縁起絵巻
数量	1 件 (全 5 巻)
所在地	藤沢市江の島二丁目 3 番 8 号 江島神社
所有者の住所・氏名	藤沢市江の島二丁目 3 番 8 号 江島神社
指定物件の概要	江戸時代初期製作の絵巻 江島神社の縁起物語を詞書と絵画で表す

提案理由

この議案を提出したのは、本物件の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例抜粋

(文化財の指定)

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

1 大庭の舟地藏傳承地

指定名称	大庭の舟地藏傳承地
指定分野	記念物(史跡)
所在地	大庭城下 5202-7
管理者	表郷町内会
面積	約 3 3 平方メートル
内容	○舟地藏とその周辺の町内会所有地。北条早雲が大庭城を攻めたとき、北条側に情報を提供したが、口ふさぎに切り殺された老婆を供養するため建てられたと伝わる。 ○大庭城にまつわる歴史的な傳承、水田地帯の水利事情に関わる傳承としても重要である。 ○石造物としての舟地藏単体ではなく、県内でも広く知られている傳承の舞台地の意味で、史跡として指定する。

【参考】永井路子ほか『神奈川の伝説』（日本の伝説 20、角川書店、1977）より引用

藤沢市の大庭に舟地藏というバス停がありそばに舟にのった地藏様がある。手には餅だか団子を持っている。土地の人は、このあたりをだんごくびりとよんでいる。

永正九年(一五一二)の夏、大庭に立てこもった上杉朝興は、北条早雲とここで戦った。北条軍の陣と大庭城の間には引地川がつくった大沼があり舟でなければ攻めることができなかった。北条軍は、いまいましように沼をにらんでいた。

そんなある日、沼の近くの茶店にひとりの旅の者が立ち寄って婆さまと世間話をした。旅の者は、この沼は水の涸れるときがないのかときくと、婆さまは、沼の水は湧き水ではなく引地川の水を取り入れているので取入口の堰を止め下の堰を開けば水はなくなると教えた。その旅人は北条軍の武士であった。その夜茶店の婆さんと堰番は殺され、大庭城も日ならずして北条軍の沼を超えての夜襲で落ちたという。村人はこのことを知って「やさしい婆さんだったがつい北条の武士の口車にのってしまったのだ」と、何年かたって婆さまを供養する地藏様を建てた。舟に乗せて極楽浄土へ送るという舟地藏をつくったという。



2 江島縁起絵巻

指定名称	紙本著色 江嶋縁起絵巻
指定分野	美術工芸品(絵画)
所蔵者	江島神社
方寸	全五巻 縦 35.5 cm 長さ約 764 cm～1102 cm。
時代	江戸時代初期
絵	狩野興也(?～1673)
内容	<p>○江島神社に伝来する縁起絵巻。霞に金砂子、岩に金泥など金色を多用した、彩色豊かな絵巻。すでに市指定重要文化財に指定されている江嶋縁起絵巻(岩本楼本、室町時代)をもとに製作されたものと考えられるが、細部は相違が大きい。</p> <p>○絵師の狩野興也は、紀州徳川家の絵師であった興以の次男で、水戸藩の御用絵師。</p> <p>○江の島、江島神社の来歴を伝えるものとして、既指定の「真名本江嶋縁起」(江島神社蔵)、岩本楼本「江嶋縁起絵巻」(文書館に寄託)ともども重要であるとともに、美術的にも優れている。</p> <p>★2019年2月～4月に藤澤浮世絵館にて、新指定を記念する特別公開を予定。</p>



(第一巻 暴れる五頭龍)